

令和 6 年度 集団指導
(指定居宅介護支援・指定介護予防支援)

令和 7 年 1 月

八千代市
健康福祉部 長寿支援課

次 第

- 1 指導・監査について・・・P 1
- 2 令和 6 年度介護報酬改定について・・・P 4
- 3 申請書等の提出期限について・・・P 2 4
- 4 電子申請届出システムの運用開始時期について・・・P 2 9
- 5 八千代市ケア倶楽部のユーザー情報変更について・・・P 3 0
- 6 その他連絡事項・・・P 3 2
- 7 受講報告について・・・P 3 3

1 指導・監査について

～指導編～

(1) 指導の目的

介護保険制度では、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供が求められています。

指導は、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう国や地方自治体が支援し、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する「周知の徹底」を行い、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」を図ることを目的としています。

・出典 厚生労働省 介護保険施設等運営指導マニュアル

(2) 指導の種類

ア 集団指導

指導の内容に応じ、指導の対象となるサービス事業者等を一定の場所に集め、もしくは、八千代市公式ホームページ等（以下「ホームページ等」という。）への資料の掲載及び動画の配信並びにオンライン会議システム（以下「オンライン等」という。）により講習等を行います。

イ 運営指導

実地（事業所の所在地）に職員が訪問し行います。

なお、オンライン等の活用により、実地に訪問せずに実施することが可能となったため、これまでの「実地指導」から「運営指導」へと名称を改めています。

(3) 指導の実施頻度

ア 集団指導

サービス毎に年1回（※）

※社会情勢等により実施できない場合があります。

イ 運営指導

- ・指定の有効期間内に少なくとも1回以上（一部の地密サービスを除く）
- ・苦情・通報があった事業所に対し、必要に応じ実施

(4) 運営指導の流れ

①	実施に係る連絡	市担当者から管理者等へ連絡し、日程調整を行います。
②	実施通知の送付	実施日の1か月前までに、実施通知を郵送します。
③	資料等の準備	実施通知の送付時に、事前にご用意いただく資料と当日ご用意いただく資料をお知らせします。
④	運営指導当日	実施通知に記載されている事業所職員に立ち会っていただき、市職員による聞き取り等を行います。 なお、運営指導の実施中に以下に該当する状況が確認された場合は、運営指導を中止し、監査へ切り替えます。P3にも記載しています。 ・ 人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがある場合 ・ 介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合 ・ 不正の手段による指定等又はその疑いがある場合 ・ 高齢者虐待等がある又はその疑いがある場合
⑤	運営指導終了後	運営指導終了後1～2週間以内に結果通知を郵送します。 ・ 指摘事項がある場合：改善報告書を提出 ・ 指摘事項がない場合：終了
⑥	改善報告書の提出	結果通知に記載されている期限までに改善報告書を提出いただきます。 改善が確認出来次第終了となりますが、内容によっては修正を依頼する場合があります。

～監査編～

(1) 監査の目的

監査は、介護保険施設等監査指針に基づき介護保険施設等において人員基準違反や運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合に介護保険法第76条等に基づき、報告、帳簿書類等の物件の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認する行為です。

なお、検査とは、現状を何らかの基準に照らして、その適合状況を確認する行為であり、その主体は行政機関となります。

・出典 厚生労働省 介護保険施設等運営指導マニュアル

(2) 指導から監査への変更契機

以下のケースについて、監査を実施いたします。

- ア 人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがある場合
- イ 介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合
- ウ 不正の手段による指定等又はその疑いがある場合
- エ 高齢者虐待等がある又はその疑いがある場合

2 令和6年度介護報酬改定について

ここからは、令和6年4月施行の報酬改定の内容となります。

基本的には、厚生労働省の「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」と同様ですが、内容によって、本市における取扱い等を記載しておりますので、今後の業務の参考としてください。

また、内容の中で、「基準（予防基準）」や「条例（予防条例）」といった用語を用いておりますが、以下のように読み替えていただくようお願いいたします。

なお、題目ごとに「★」がついているものについては、介護予防支援と共通事項になります。

（厚生労働省が定めるもの）

・ 基準

読み替え後：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

・ 予防基準

読み替え後：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（八千代市が定めるもの）

・ 条例

読み替え後：八千代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

・ 予防条例

読み替え後：八千代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(1) 人員及び運営基準に関すること

ア 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

現状で、市として兼務できる職種の数に制限（上限）等は設けておりませんが、上記の説明にもあるように「管理者がその責務を果たせる場合」に限りますので、管理者の勤務状況等を考慮した上で判断してください。

ただし、サービスの質の低下等（利用者等からの苦情等）が散見された場合は、制限（上限）等を設ける場合がございます。

また、兼務するサービスの指定権限が八千代市以外の場合は、各指定権者にも必ずご確認ください。

参考条文

条例（抜粋）

（管理者の責務）

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

イ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。

①原則，要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 44 又はその端数を増すごとに 1 とする。

②指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（※）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

（※）ケアプランデータ連携システムのことを指します。現状では、他のシステムの導入は上記の要件に該当しませんのでご注意ください。

（※）システムの導入を要件としており、使用の有無は要件となっておりません。

なお、事務職員の配置は必須となりますのでご注意ください。

（補足）

厚生労働省が所管する「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、「ケアプランデータ連携システム」と同等の機能とセキュリティを有するシステムは「ケアプランデータ連携システム」を活用しているものと見なす取扱いについて議論されていることから、今後、見直しが行われる可能性があります。

その際、八千代市ケア倶楽部等を通じ周知を行う予定としておりますが、各事業所におかれましても、続報について注視いただくようお願いします。

ウ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング（★）

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。

- ① 利用者の同意を得ること。
- ② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医，担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ③ 少なくとも 2 月に 1 回（介護予防支援の場合は 6 月に 1 回）は利用者の居宅を訪問すること。

介護保険最新情報 V o 1 . 1 2 2 5 「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A （V o 1 . 1）」の問 1 0 6 ～問 1 1 1 （P 6 5 ～P 6 6）に Q A が掲載されていますので、添付資料を参照してください。

エ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（★）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

なお、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和3年度介護報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられてから間もないこと及び非常災害に関する具体的計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、これらの計画の策定を行っていない場合であっても、減算を適用しないこととする。

①業務継続計画未策定減算

→利用者全員の所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

②経過措置期間

→令和7年3月31日まで（令和7年4月1日より適用）

③減算の適用

→基準を満たさない事実が生じた時点から改善が認められた月まで（※）

※例として、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年10月からではなく、遡及して令和7年4月から減算の対象となります。

オ 高齢者虐待防止の推進（★）

利用者の人権の擁護，虐待の防止等をより推進する観点から，全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について，虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催，指針の整備，研修の実施，担当者を定めること）が講じられていない場合に，基本報酬を減算する。

①高齢者虐待防止措置未実施減算

→利用者全員の所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

②経過措置期間

→なし（令和6年4月1日より義務化）

③減算の適用

→事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで（※）

※運営指導等によって措置が講じられていないことが判明した日の属する月が「事実が生じた月」となります。

業務継続計画未策定減算の適用とは異なり，過去に遡及して当該減算が適用されることはありませんので混在しないよう注意してください。

介護保険最新情報V o 1 . 1 2 2 5 「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（V o 1 . 1）」の問164～問166（P98～P100）にQAが掲載されていますので，添付資料を参照してください。

カ 身体的拘束等の適正化の推進（★）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

記録の保存期間：その完結の日（※）から５年間

（※）個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。

参考条文

条例（抜粋）

（記録の整備）

第 3 1 条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（２）（略）

（３）第 1 5 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

予防条例（抜粋）

（記録の整備）

第 3 0 条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）～（２）（略）

（３）第 3 2 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第 3 2 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

介護保険最新情報V o 1. 1 2 2 5「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (V o 1. 1)」の間1 6 7～問1 6 9 (P 1 0 0～P 1 0 1) 及び介護保険最新情報V o 1. 1 3 4 5「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ & Aの周知について」にQ Aが掲載されていますので、添付資料を参照してください。

キ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化（★）

退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。

＜指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の具体的取扱方針＞

（太字下線が追加部分）

基準第13条第19号～第20条，条例第15条第22号～第24号，
予防基準第30条第21号～第22号，予防条例第32条第21号～22号（主治の医師等の意見等）の解釈

（前段省略）

また，ここで意見を求める「主治の医師等」については，要介護（要支援）認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

特に，訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては，医療機関からの退院患者において，退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から，入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて，速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。

（後段省略）

(2) 報酬に関すること

ア 特定事業所加算の見直し

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。

①多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー，障害者，生活困窮者，難病患者等，他制度に関する知識等に関する事例検討会，研修等に参加していること」を要件とするとともに，評価の充実を行う。

②（主任）介護支援専門員の専任要件について，居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は，これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。

③事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から，運営基準減算に係る要件を削除する。

④介護支援専門員が取り扱う一人当たりの利用者数について，居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

<改定前>

特定事業所加算Ⅰ 505単位／月

特定事業所加算Ⅱ 407単位／月

特定事業所加算Ⅲ 309単位／月

特定事業所加算（A） 100単位／月

<改定後>

519単位／月

421単位／月

323単位／月

114単位／月



イ 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う
場合の取扱い

ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供
することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価
する新たな区分を設ける。

イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。

i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けら
れるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置につ
いては、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とす
る。

ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事
業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護
予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業
所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。

ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事
業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象と
する。

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位
なし

<改定後>

介護予防支援費 (Ⅰ) 442単位 ※地域包括支援センターのみ
介護予防支援費 (Ⅱ) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし

▶ 特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし

▶ 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

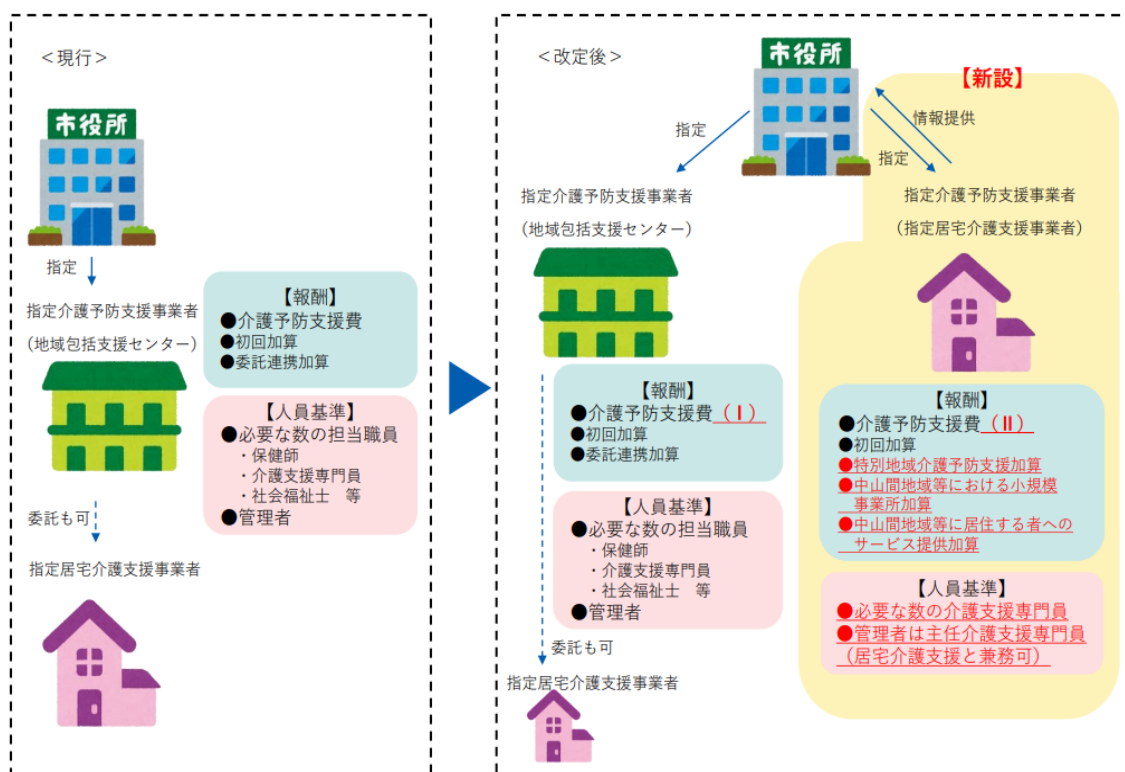
※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし

▶ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を
越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費
(Ⅱ) のみ



令和6年4月より、居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになったため、上記の見直しが行われました。

従来通り、居宅介護支援事業所は介護予防支援事業所の指定を受けていなくとも、地域包括支援センターから委託を受ければ、介護予防支援業務を行うことは可能です。

ただし、介護予防ケアマネジメント業務につきましては、指定の有無に関わらず、従前と同様の取扱いとなりますのでご注意ください。

また、令和7年1月1日時点において、八千代市内の居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けたケースはございませんが、指定を希望される場合にはご相談ください。

ウ 入院時情報連携加算の見直し

入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後 3 日以内又は入院後 7 日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後 3 日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。

その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。

<改定前>

入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位／月

利用者が病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位／月

利用者が病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算（Ⅰ） 250 単位／月

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

入院時情報連携加算（Ⅱ） 200 単位／月

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

エ 通院時情報連携加算の見直し

通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う。

オ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする見直しを行う。

併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件についても見直しを行う。

<改定前>

ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

特定事業所医療介護連携加算

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。



＜改定後＞

ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

特定事業所医療介護連携加算

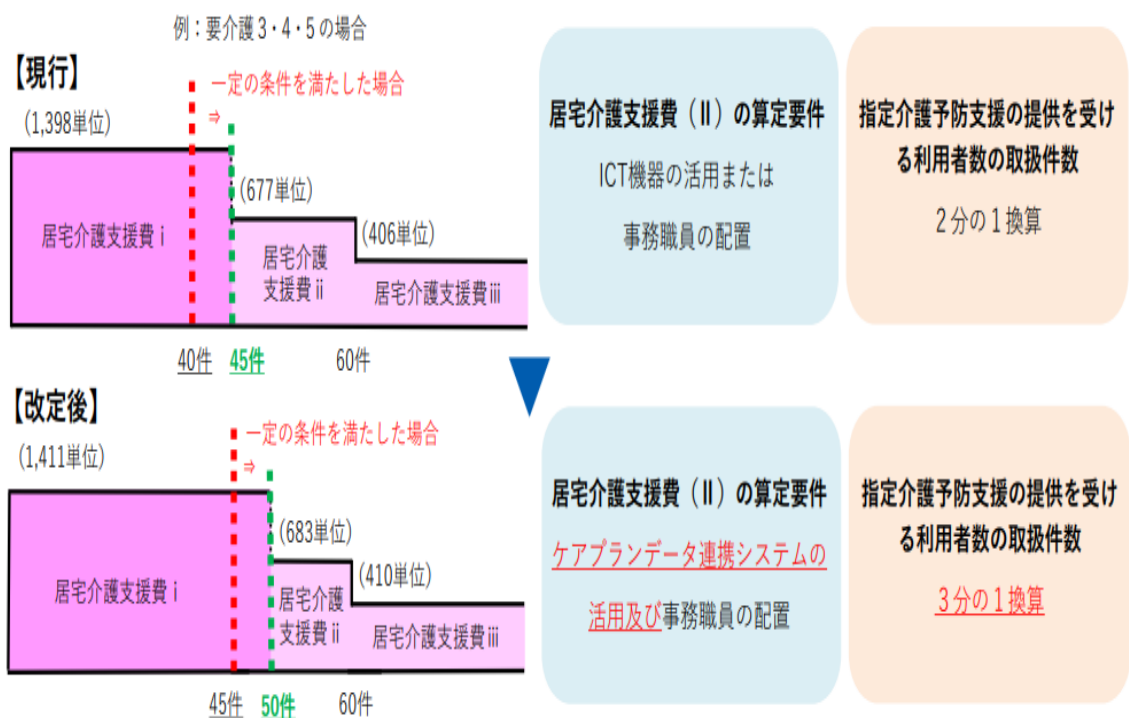
前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。

※令和7年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であることとする。

カ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）

居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。

- ①居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。
- ②居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ）の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。
- ③居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。



これまでにいただいた質問

Q 介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとなったが、計算したところ44.6666・・・となった。この場合の小数点以下の取扱いはどうなるのか。

A 小数点以下については整数化しません。この場合は、44.6666・・・<45のため、45件未満と判定します。(本件は厚生労働省に確認済みです)

キ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント（新設）

所定単位数の 95% を算定

※算定要件

- ① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ② 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

これまでにいただいた質問

Q 月の途中で、利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物から 20 人未満の建物に転居した場合でも減算の対象となるか。

A 減算の判断は、当該月のケアマネジャーとしての業務（モニタリング等）を最終的にどこで行ったかで判断してください。

上記のケースでは、転居前の建物（20 人以上居住）で業務を行っていたら減算となり、転居後の建物（20 人未満居住）で業務を行っていたら減算の対象外となります。（本件は厚生労働省に確認済みです）

(3) その他

ア テレワークの取扱い (★)

人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。

介護保険最新情報 v o l . 1 2 3 7 において、留意事項が示されておりますので参照してください。

イ 公正中立性の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

ウ 「書面掲示」規制の見直し（★）

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等（※）については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載・公表しなければならない。

（※）事業所の運営規程の概要等の重要事項，居室及び食堂の広さ，届出事項，特別な食事の提供に係る情報（内容及び料金等），移動用リフト使用時の留意事項等

経過措置期間：令和7年3月31日まで（令和7年4月1日より義務化）

3 申請書等の提出期限について

申請書等の提出期限について、以下のとおりお示いたしますので、遵守いただくようお願いいたします。

介護保険法施行規則の改正に伴い、**令和6年4月1日以降に使用する申請書等は、厚生労働大臣が定める様式にて手続きいただいています**ので、過去の様式等は使用しないでください。（ケア倶楽部にて案内済みです。）

また、最新の様式は、八千代市公式ホームページもしくは厚生労働省の公式ホームページよりダウンロードしてください。

なお、参考条文は居宅介護支援のみ掲載していますが、介護予防支援の提出期限等の取扱いに変わりありませんのでご参考ください。

（１）指定申請書・更新申請書の提出期限について

ア 指定申請書

→希望する指定開始年月日の前月の１０日まで（※１）

イ 更新申請書

→指定有効期間満了月の１０日まで（※２）

※１ １０日が閉庁日の場合はその前の開庁日。（電子申請は閉庁日も可。）

※２ 指定有効期間の満了後に申請された場合、申請書は受理いたしません。

従って、有効期間満了後の手続は、新規申請を行っていただきます。

また、新規申請の場合、添付書類の省略は認められておりませんのでご注意ください。（法人の吸収合併・吸収分割に伴う事業の引き継ぎを除く）

なお、年度の始め頃に「八千代市ケア倶楽部」において、当該年度中に指定有効期間が満了を迎える事業所を対象とした手続きのスケジュールを掲載しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。

参考条文

介護保険法（抜粋）

（指定の更新）

第七十九条の二 第四十六条第一項の指定は，六年ごとにその更新を受けなければ，その期間の経過によって，その効力を失う。

（準用）

第百十五条の三十一 第七十条の二の規定は，第五十八条第一項の指定について準用する。この場合において，必要な技術的読替えは，政令で定める。

(2) 変更届出書等の提出期限について

変更届出書 再開届出書	{	変更・再開日から <u>10日以内(※)</u>
休止届出書 廃止届出書	{	休止・廃止日の <u>1か月前まで(※)</u>

※ 各届出書は事前提出が可能です。変更等が予定されている場合は、事前提出に努めてください。

※ 事業所の休止・廃止の提出期限は、市への届出時期をお示ししているものであり、利用者等への周知を1月前までにすればいいという意味ではありません。

休止や廃止を決定した段階で利用者がいらっしゃる場合は、利用者等への周知や他事業所への引き継ぎ等に時間を要することから、トラブルを防止するためにも十分な周知期間を設けてください。

参考条文

介護保険法（抜粋）

（変更の届出等）

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に**変更**があったとき、又は**休止**した当該指定居宅介護支援の事業を**再開**したときは、厚生労働省令で定めるところにより、**十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。**

- 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を**廃止**し、又は**休止**しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その**廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。**

（変更の届出等）

第百十五条の二十五 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に**変更**があったとき、又は**休止**した当該指定介護予防支援の事業を**再開**したときは、厚生労働省令で定めるところにより、**十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。**

- 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を**廃止**し、又は**休止**しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その**廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。**

(3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出期限について

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（介護予防支援も同様）
→算定を開始する月の前月の15日まで（一部の地密サービスを除く）
（※16日以降の届出は翌々月からの算定（以下参照））

参考

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36第1）（抜粋）

第1 届出手続の運用

1 届出の受理

(1) ～ (5) (略)

(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。こと。

4 電子申請届出システムの運用開始時期について

介護保険法施行規則の改正に伴い、令和6年4月1日より、全ての事業所は指定の申請や変更の届出等を厚生労働省の「電子申請届出システム」により提出しなければならないこととなりました。（令和8年3月31日までは経過措置期間。）

「電子申請届出システム」の導入に伴い、ちば電子申請サービスによる指定申請等の手続きは終了予定となります。

（1）電子申請届出システムの概要

介護サービス情報公表システムの機能を拡張し、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を行う。

（2）利用開始時期について

令和8年3月31日までに開始予定（※）

※開始前に、八千代市ケア倶楽部にてご案内いたします。

（3）利用にあたっての準備等

ア GビズIDの取得

本システムで利用できるアカウント種類は、「GB i z IDプライム」と「GB i z IDメンバー」のみとなります。

「GB i z IDエントリー」ではご利用いただけません。

イ 登記情報提供サービスの利用申込

紙媒体での提出に代わり、登記所が保有する登録情報をインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」の利用を推奨しております。

申請・届出時に照会番号を添えることで、指定権者が「登記情報提供サービス」を通じて、登記情報を確認することができます。

ウ ブラウザ環境の整備

M i c r o s o f t E d g e 最新版

S a f a r i 最新版

G o o g l e C h r o m e 最新版

5 八千代市ケア倶楽部のユーザー情報変更について

市からの情報発信は、原則、「八千代市ケア倶楽部」（以下、ケア倶楽部）を通じて行います。

人員等の変更に伴って、登録されているメールアドレスが変更になった場合は、市から提供する情報を把握できない可能性がございますので、ユーザー情報変更（確認）をお願いします。

ユーザー情報の変更（確認）方法は、以下の手順で行ってください。

（１）ケア倶楽部にログインし、「ユーザー情報変更」をクリック

The screenshot displays the Yachiyo City Care Club website interface. At the top, there is a navigation bar with links for '関係者サイト' (Stakeholder Site), 'ユーザー名: (プレビューモード)' (Username: (Preview Mode)), 'ログインID:' (Login ID:), and buttons for 'お問い合わせ' (Contact Us) and 'ログアウト' (Logout). Below the navigation bar, the main header includes '八千代市 ケア倶楽部' (Yachiyo City Care Club) and a '文字サイズ' (Text Size) selector with '標準' (Standard) and '拡大' (Enlarge) options. The main content area is divided into several sections. The '介護・福祉ニュース' (Nursing and Welfare News) section features four news items with dates ranging from 2024年09月19日 to 2024年09月25日. Below this is a 'お知らせ・情報' (Notice/Information) section with tabs for '八千代市のお知らせ' (Yachiyo City Notice), '厚生労働省' (Ministry of Health, Labour and Welfare), '都道府県' (Prefecture), '老人福祉施設協議会' (Elderly Welfare Facility Association), and 'シルバー新報' (Silver Shinbun). The '八千代市のお知らせ' tab is active, showing a list of notices with dates from 2024年09月05日 to 2024年09月13日. At the bottom of the main content area, there is a grid of six buttons: '掲示板' (Bulletin Board), '関係者専用検索' (Stakeholder Search), '登録事業所管理' (Registered Facility Management), 'アンケート' (Survey), 'よくある質問' (Frequently Asked Questions), and 'ユーザー情報変更' (User Information Change). The 'ユーザー情報変更' button is highlighted with a red border. Below the grid, there are three buttons: 'よくある質問' (Frequently Asked Questions), 'お問い合わせ' (Contact Us), and 'サイトマップ' (Site Map). The footer contains the '八千代市 ケア倶楽部' logo, a list of links (利用規約, このサイトについて, 運営会社, 関連サイトリンク集), and the text 'ケア倶楽部' (Care Club) and 'TOTECAMITY LIMITED. All Rights Reserved.'

(2) 登録内容を確認（変更）する

こちらでは、任意のパスワードへの変更や、登録されているメールアドレスの確認（変更）ができます。（ログインIDは変更できません。）

複数のメールアドレスを登録することによって、市からの情報を漏れなく把握することができますので、可能な限り設定をお願いします。

関係者サイト ユーザー名: 八千代市健康福祉部高齢支援課 ログインID: 7712221001 お問い合わせ ログアウト

八千代市 ケア倶楽部 文字サイズ 標準 拡大

ホーム お知らせ 掲示板 関係者専用検索 アンケート

ホーム / ユーザー情報変更

ユーザー情報変更

各項目を修正後、「確認」ボタンをクリックしてください。必須の項目は必ず入力してください。
※連絡先メールアドレス1～4に同一のメールアドレスを登録することはできません。

パスワード変更

新しいパスワードを入力（半角英数字で10文字以上）

新しいパスワードを入力（確認）

連絡先メールアドレス1 必須

連絡先メールアドレス1を入力してください

連絡先メールアドレス2（予備）

連絡先メールアドレス2を入力してください

連絡先メールアドレス3（予備）

連絡先メールアドレス3を入力してください

連絡先メールアドレス4（予備）

連絡先メールアドレス4を入力してください

【掲示板コメント】メール受信の可否

掲示板で新規投稿があったり、ご自身の投稿に対して返信があった場合にメールを受信するか設定します。
※掲示板作成時のメール受信可否はここでは設定いただけません。

☒ 受信する ☐ 受信しない

キャンセル 確認

よくある質問 お問い合わせ サイトマップ

八千代市 ケア倶楽部

利用規約 | このサイトについて | 運営会社 | 関連サイトリンク集

ケア倶楽部
TOTEC AGENCY LIMITED. All Rights Reserved.

(3) ログイン時の注意点

ケア倶楽部の登録は、事業所番号（サービス）ごとに行っております。

市からの情報は、対象サービスを絞って発信することがありますので、必ずサービスごとにログインしてください。（1つの事業所番号で複数事業所の指定がある場合は問題ありません。）

6 その他連絡事項

既にご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、本市では、令和2年10月1日より、市役所各課に直通番号を設定しております。

目的の部署へ直接電話をかけることができ、代表電話が混雑しているときでもお待たせすることなくご用件をお伺いすることができますので、可能な限り直通番号によるお問合せをお願いします。（電話の混雑状況によっては、担当班以外が電話に出る場合がございます。）

参考までに、長寿支援課の各班における担当業務及び直通番号を掲載いたしますので、今後の業務の参考としてください。

なお、下記に記載のないものについては、代表番号（047-483-1151）からお問合せいただければ、電話交換が内容を聞き取り、担当課（班）へつなぎます。

（1）資格・徴収班・・・047-421-6733

- ・介護保険料の賦課、徴収、減免に関する事
- ・住所地特例に関する事
- ・介護保険事業計画に関する事
- ・補助金等に関する事
- ・介護保険資格付与に関する事（被保険者証の交付等含む）
- ・ちば障害者等用駐車区画利用証の交付に関する事

（2）給付・指導班（給付担当）・・・047-421-6734

- ・介護保険負担割合に関する事（負担割合証の交付等含む）
- ・介護保険負担限度額認定に関する事（限度額認定証の交付等含む）
- ・高額（医療合算）介護サービス費に関する事
- ・住宅改修に関する事
- ・過誤調整に関する事
- ・軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関する事
- ・特定事業所集中減算に関する事

(3) 給付・指導班（指導担当）・・・047-421-6735

- ・地域密着型サービス事業所等の指定に関すること（届出等の管理）
- ・指定居宅介護支援（介護予防支援）事業者の指導・監査に関すること
- ・地域密着型サービス事業者の指導・監査に関すること
- ・介護予防・日常生活支援総合事業者の指導・監査に関すること
- ・高齢者施設等従業者による虐待に関すること（※）

※養護者による虐待は、福祉総合相談課になります。

(4) 認定班・・・047-421-6736

- ・要支援・要介護認定の申請手続きに関すること
- ・認定調査（委託）、主治医意見書に関すること
- ・認定審査会のスケジュールに関すること
- ・認定結果に関すること（代理受領含む）
- ・障害者控除対象者認定証、おむつ使用証明書に関すること
- ・事業対象者のチェックリストに関すること

(5) 生きがいサービス班・・・047-421-6737

- ・ふれあい大学校に関すること
- ・介護用品購入費助成に関すること
- ・ねたきり老人福祉手当に関すること
- ・はいかい高齢者家族支援サービスに関すること
- ・在宅重度認知症高齢者手当に関すること
- ・配食サービスに関すること
- ・日常生活用具の給付・付与に関すること
- ・緊急通報システムに関すること
- ・高齢者等外出支援事業に関すること（タクシー券）
- ・通所型短期集中予防サービスに関すること

7 受講報告について

受講報告は、ケア倶楽部（※）のアンケート機能を用いて実施いたします。

アンケートの回答をもって、受講完了となりますので、管理者は令和7年2月28日（金）までに必ずご回答ください。

※ログインできない場合は、長寿支援課までご連絡ください。

※該当サービス以外のアカウントでログインされた場合、アンケート内容が表示されない可能性がありますので、必ず「居宅介護支援」か「地域包括支援センター」のアカウントでログインしてください。